



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社フィックスターズ
代 表 者 名 代表取締役社長 三木 聡
(コード番号：3687 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 堀 美奈子
(電話番号：03-6420-0751)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 10 日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 14 日開催予定の第 16 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するとともに、取締役の経営責任をより明確化し、コーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第 46 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 6 条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分となります。)

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第 6 条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 7 条～第 20 条(条文省略)	第 6 条～第 19 条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された<u>取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第32条(条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第35条～第46条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 21 条～第 31 条(現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第34条～第45条(現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第46条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>(期末配当金)</u> <u>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u> <u>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>第49条(条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第48条(現行どおり)</p>

3. 日程 (予定)

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日	平成 29 年 12 月 14 日 (木)
(2) 定款変更の効力発生日	平成 29 年 12 月 14 日 (木)

以 上